

保有個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 号
年 月 日

様

中新川広域行政事務組合
管理者 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報の開示については、中新川広域行政事務組合個人情報保護条例第19条及び第20条第2項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の存否を明らかにしないことと決定しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
保有個人情報の存否を 明らかにしない理由	
事務担当	電話番号 ()
備考	

- 注1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に中新川広域行政事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中新川広域行政事務組合を被告として（訴訟において中新川広域行政事務組合を代表する者は中新川広域行政事務組合管理者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。